

**大学設置基準等に係る個別論点について
（設置認可、専任教員）**

大学設置基準等に係る論点（設置認可）①

（設置認可の性質）

- 国の設置認可は、大学及びその基本組織である学部等の新設・改廃について行うことを原則とし、大学設置・学校法人審議会において、
 - ① 教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的かつ明確に示されているか
 - ② 設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか
 - ③ 教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるかなどの観点を中心に審査が行われ、その答申を得て国において認可が行われている。

また、大学が主体的・機動的・弾力的に組織改編できるよう、平成15年度から学問分野を大きく変更しない学部等については届出とする弾力的な措置を講じている。
- 一方、これまでの中央教育審議会答申等において、「高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない」「学習者保護を図るための方策としても、一定の事前評価は必要」（「我が国の高等教育の将来像」（平成17年中央教育審議会答申））等の設置認可の役割・機能の重要性が指摘されている。

大学設置基準等に係る論点（設置認可）②

（設置認可に係る論点）

- ① 大学や学位分野を変更するような新たな学部等の設置認可に際しては、教育課程や教員組織、校舎等施設設備の確認がなされる仕組みとなっているが、設置認可制度の役割等の重要性も踏まえつつ、国が設置認可を行うという設置認可制度についてどのように考えるか。

- ② 適切に教育課程を実施する体制等を確認する観点から、教育課程を編成する単位（現行は学部等単位）で最低限必要となる教育資源（教員、施設設備）を確認するという基本的な仕組みについてどのように考えるか。

- ③ 学位分野を変更する場合は、引き続き設置認可を要するという仕組みについてどのように考えるか。

大学設置基準等に係る論点（専任教員）①

（「専任」の概念）

- 「専任」の概念は、従来、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く講座制や、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く学科目制において、専任の教授等が担当するとされるなど、教員組織における教育実施体制に関連して大学設置基準上規定されていた。

これら講座制・学科目制の規定は平成18年に廃止されており、現在は、大学の教員組織の基本原則となる一般的な事項として、各教員の役割分担や組織的連携体制の確保（大学設置基準第7条第2項）、個々の主要授業科目は原則として専任教員が担当すること（同令第10条第1項）等が規定されている。

（「専任教員」の定義）

- 大学設置基準上の専任教員の規定は、設置基準制定時に「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。」とのみ規定され、その後、大学設置審査手続きの透明化を図る観点等から平成15年及び平成18年に一定の見直しが行われ、現行の規定に整理されている。

しかし、専任教員を判定する基準は未だ必ずしも明確ではなく、実態としては、設置認可審査において、授業担當時数や給与等を勘案して個々の教員の専任性の確認がなされている状況である。

※ なお、一般に、専任・兼任以外にも、本務・兼務、常勤・非常勤、有期・無期雇用など、教員の労働性について様々な用語・捉え方が存在。

大学設置基準等に係る論点（専任教員）②

（専任教員数）

- 専任教員数は、大学設置基準上、学生定員に応じた最低限必要な教員数を算定している。

平成3年の大綱化以前は必要教員数を「一般教育」「外国語」「保健体育」「専門教育」の授業科目毎に区分し、専門教育科目はさらに学部ごとに専任教員数を定めていたが、大綱化以降は、全学の教員が一体的に教育を実施しうよう、授業科目区分に応じて教員数を定める方式から、「当該大学を置く学部の種類に応じ定める数」と「大学全体の収容定員に応じ定める数」の合計数をもって専任教員数の基準としている。

※ なお、平成3年の大綱化の際、入学定員に基づく算定から、途中年次からの編入学定員を含めた「収容定員」に基づく算定へ変更。

- また、「当該大学を置く学部の種類に応じ定める数」を規定する別表第一の備考において、「教員数の半数以上は原則として教授」とされている。

大学設置基準制定以前の大学基準協会が定めた大学基準において「講座は専任の教授が担当することを原則とする。」「兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座の半数を超えることはできない。」と規定されており、昭和31年の大学設置基準の制定時も「このように定める教員数は、教授、助教授または講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする」として規定され、現在もその考え方が維持されている。

大学設置基準等に係る論点（専任教員）③

（組織的な教育実施体制）

- 学修者本位の教育を実現するため、過多となる授業科目数や科目の内容の重複見直しなどの教育課程の体系化、個々の教員の責任による授業科目設定から教員全体の主体的な参画による組織的な教育の実施、全学的な教学マネジメントの確立等の重要性について、これまでの中央教育審議会答申等で累次の指摘がなされてきた。

※ 近年でも、「教学マネジメント指針」（令和2年1月大学分科会）において、各大学に対し、学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に教学マネジメントを確立することを求めており、教育課程の編成は、はじめに個々の授業科目があるのではなく、「卒業認定・学位授与の方針」の達成のために「教育課程編成・実施の方針」に基づき組織的に行う必要性等の指摘がなされている。

- 他方、現行の大学設置基準では、「大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する」（同令第7条第2項）、「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する」（同令第19条第1項）、「大学は、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、・・・担当させる」（同令第10条第1項）など、全体として組織的・体系的に教育課程を編成・実施する概念は含まれているが、どの学内組織が何を担うかなどの関係性等については必ずしも明確となっていない。

また、全学的な教学マネジメントを行う上では事務組織も重要な役割を担うことが期待されているが、「大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織をもうけるものとする」（同令第41条）等と規定されているが、教育課程の編成・実施における具体的な役割は必ずしも明確とはなっていない。⁶

大学設置基準等に係る論点（専任教員）④

（専任教員に係る論点①）

- 「専任」の判断性は現在も基準上明確ではなく、また、講座制等の教員組織を前提とした仕組みは現在の基準上廃止されていることを踏まえ、「専任」の概念から転換し、最低限の教育資源としての教員数を算定する観点から、より客観的な定義に見直す方向としてはどうか。
- その際、教育の安定性・継続性や組織運営上の必要性の観点から常勤性を考慮するとともに、ICT技術の進展に鑑み、他大学を本務とする非常勤教員もチームの一員として授業を行うことが想定されることから、実際に教育を担当する業務量に基づく柔軟な算定方法が行えるよう定義を見直してはどうか。

（見直し例）

- ✓ 本務（常勤）教員で原則整理するとともに、兼務（非常勤）教員についてもフルタイム換算（例：本務教員の平均担当授業時数を基準にする 等）し、教員数を算定
- ✓ 「主として教育に従事する教員」として整理し、年間一定単位以上の授業科目を担当する人数で整理（参考：専門職大学院のみなし専任教員規定（平成15年文科省告示53号））

大学設置基準等に係る論点（専任教員）⑤

（専任教員に係る論点②）

- 併せて、個々の授業科目を一人の専任教員が担当するという科目主義的な考え方から、組織的かつ体系的な教育課程編成の下で、必要となる授業科目の開設やチームとして教育を実践する体制※に転換していく方向で見直しを検討してはどうか。

※ 教員だけではなく、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（スチューデント・アシスタント）などの教育補助者も参画する組織的な教育実施体制が考えられるか

（専任教員数に係る論点）

- 専任教員数の基準については、教員の定義に合わせて整理が必要か。

（見直し例）

- ✓ （各分野別の教育に必要な教員数等には大きな変更はないという考え方を取る場合）現行の別表で求めている教員数をそのまま活用
- ✓ 各分野別に改めて審議し、別表を再整理（※その場合、分野別審議をどのような形で行うか）
- ✓ 卒業修了に責任を持つ体制の確保という観点から、指導可能な学生数の上限値を基準として定め、学生数に比例的に最低教員数を算定（現行制度でも、別表で定める収容定員以上の場合は超過分に応じて比例的に算定（収容定員400人（一学年100人）につき専任教員3人）

大学設置基準等に係る論点（専任教員）⑥

（専任教員に係るその他論点） ※次回審議予定

- 教員審査（設置認可審査）・教員資格（設置基準上）の必要性
- 実務家教員の定義等の在り方
- 学内組織の役割・機能等の在り方（組織的・体系的な教育課程の編成等、体制の在り方、事務組織・職員の役割・位置付けの見直し）
- 教育支援・実務等の在り方（T A等授業補助者の活用やチーム・ティーチングの必要性、教職員の育成確保（S D, F D）、卒業・成績の厳格化や授業の実質化）
- 学生の関わり方（教育課程編成への参画の必要性、学生自身の資源配分の整理）

參考資料

(設置認可関係)

(設置認可のあり方見直しに
係る答申)

大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について【抄】

(平成14年8月中央教育審議会答申)

※下線は強調のため追記

第1章 基本的な考え方

- 2 我が国の大学の質の保証システムの現状
- (2) 大学、学部等の設置に当たっては、国が大学設置基準等を基に審査し認可を行っているが、この設置認可制度は、我が国の大学が教育研究水準や学位等の国際的な通用性を確保する上で、一定の役割を果たしている。
- (4) 現行の設置認可は、前述のように大学の質の保証の観点で一定の役割を果たしており、設置認可の際、教育課程、教員組織、校地・校舎などについて審査が行われるが、これらは、これから行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証をすることには困難もある。・・・
- 4 改革の方向性
- 以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

第2章 設置認可の在り方の見直し

- 1 設置認可の対象
- (1) 大学の組織の新設・改廃には国の認可が必要であり、具体的には、現在のところ、学部の学科レベルまで認可の対象としている。この場合、国は大学設置基準等を基に、大学設置・学校法人審議会において、①教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的かつ明確に示されているか、②設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか、③教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるか、などの観点を中心に審査し、その答申を得て認可している。
- (4) そこで、もう一つの方法としては、大学が授与する学位の種類や分野に着目し、その違いによって認可対象を限定する方法が考えられる。もともと学位授与権の付与が国際的にも歴史的にも大学の設置認可の際の重要な要素であり、大学の設置認可は、学位を授与するためにふさわしい教育課程、教員組織等があり、一定の分野で一定の水準の知識・技術を身に付けさせることが可能であるかどうかを審査して行われるものである。このような設置認可の性格を考えれば、設置認可時に授与することが想定された学位の分野などを超えない学部等の設置であれば、新たに認可を求めることは特段必要がないと考えられる。
- (5) したがって、国の設置認可は、大学、大学院の基本組織である学部、研究科等の新設・改廃について行うことを原則とするが、学部の設置は認可、学部の学科の設置は届出といった形式的な対応とするのではなく、改編前後で授与する学位の種類や対象とする分野に変更があるか否かを勘案して次のような弾力的な取扱いとする。
- 1 現在授与している学位の種類・分野を変更しない範囲内で組織改編する場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国の認可は不要とし、届出で足りることとする。
 - 2 新たな種類・分野の学位を授与するための組織改編の場合は、学部の学科の新設であっても認可の対象とする。

その他設置認可審査に係る過去の答申（抜粋）①

- 「○ 大学等の設置認可及びその審査の過程は、申請者と大学設置・学校法人審議会との「対話」を通じて、相応の時間をかけて、設置構想の実現可能性や信頼性を確保し、その内容を充実させる手続であり、高等教育の質を担保するための本来的な制度としての意義を有している。また、高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない。一部の外国に見られるような、学費の対価として安易に学位を取得させる非正統的な教育機関（いわゆる「ディグリー・ミル（またはディプロマ・ミル）」）の出現を抑止して学習者保護を図るための方策としても、一定の事前評価は必要である。」
- 「○ 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識（第3章1（1）（ア）参照）との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。」

（「我が国の高等教育の将来像」（平成17年中央教育審議会答申））

その他設置認可審査に係る過去の答申（抜粋）②

「・・・上記のような設置認可制度の弾力化や審査基準の簡素化もあいまって、最近の新設大学の中からは、専任教員や実務家教員などの教員組織、教育課程、施設・設備などの各般にわたり、大学教育の在り方として疑義が呈される事案が発生している。資格試験予備校と内実が変わらない大学の実態が明らかとなり、認可の在り方に対する厳しい社会的な批判が生じたことも看過できない。

単に認可要件を緩和して大学の新規参入を促進するのみでは、学位の水準の維持・向上につながらないという点を、教訓として十分に認識する必要がある。これらの課題については、大学設置・学校法人審議会から、大学設置基準等の見直しを求めた課題提起がなされているところであり、これを重く受け止めなければならない」

「いかに個性化・特色化が進み、多様な機能別に分化していくとしても、大学は、教育基本法が謳うように、教育と研究等を基本的な役割として担い、その自主性・自律性が尊重されるなど、社会的に特別な地位を占めている。教員組織等の在り方は、そうした大学の本質が反映したものでなければならない。

国際的にも、ディグリー・ミルの問題への対応が求められており、そのような意味でも、大学の要件を明確に示し、厳格化すべきものは厳格化するなど、設置認可制度や評価制度等を的確に運用することが求められる。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「○最近の設置認可をめぐり議論のあった課題の具体例

【設置形態を問わず共通の事項】

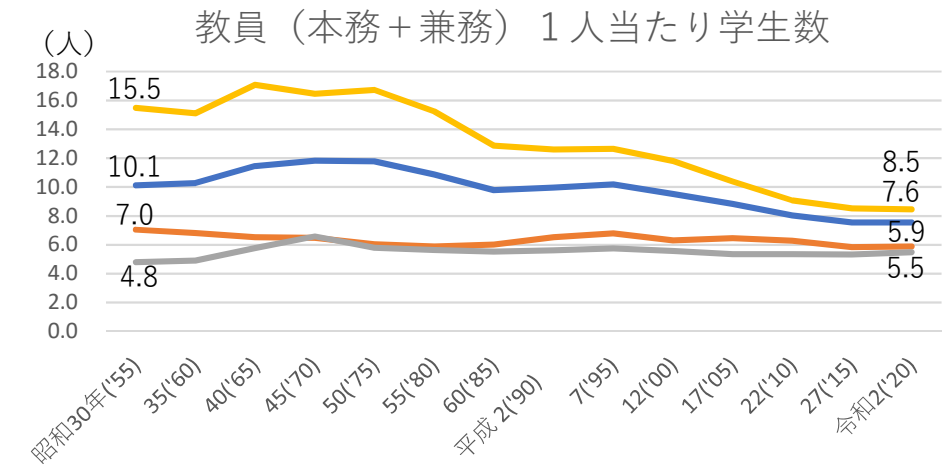
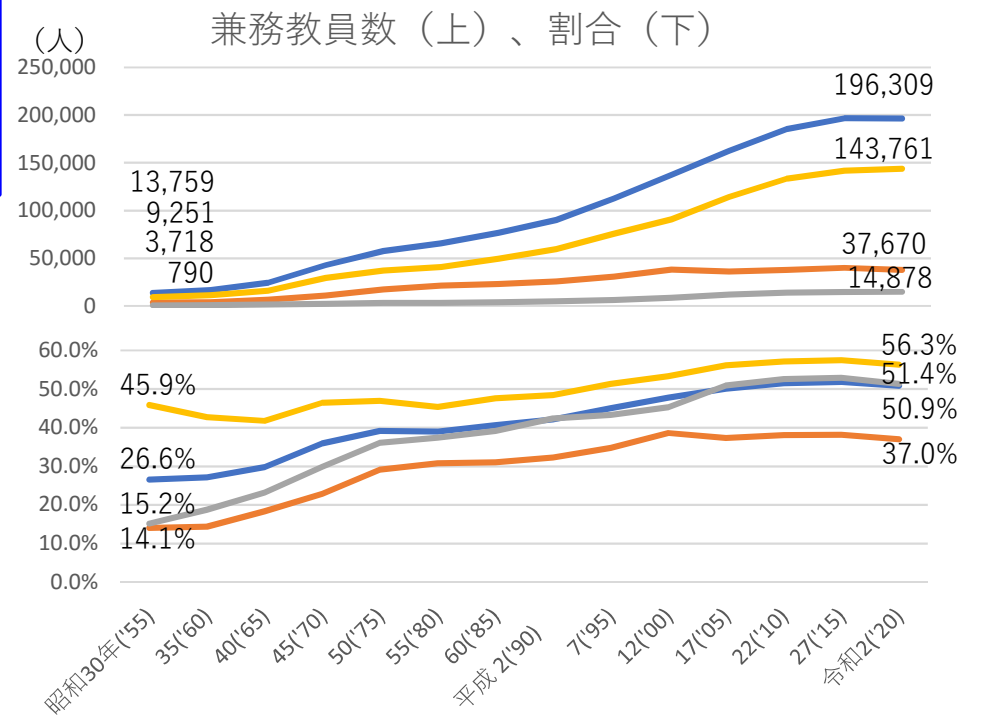
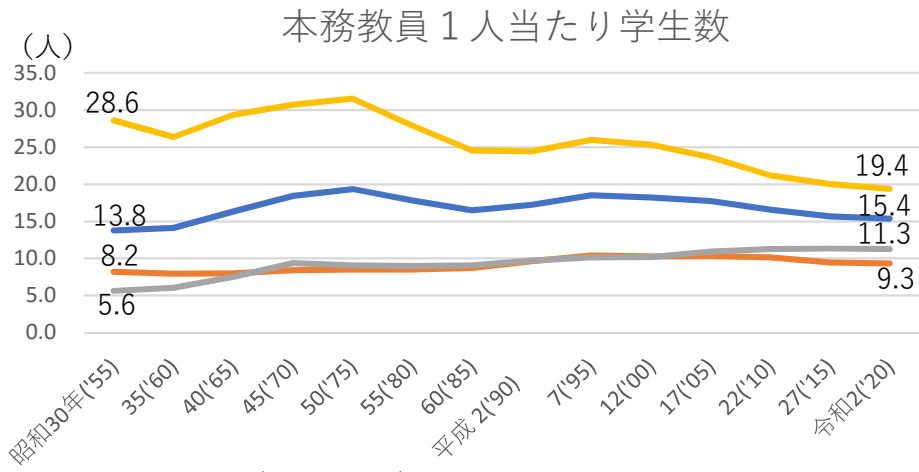
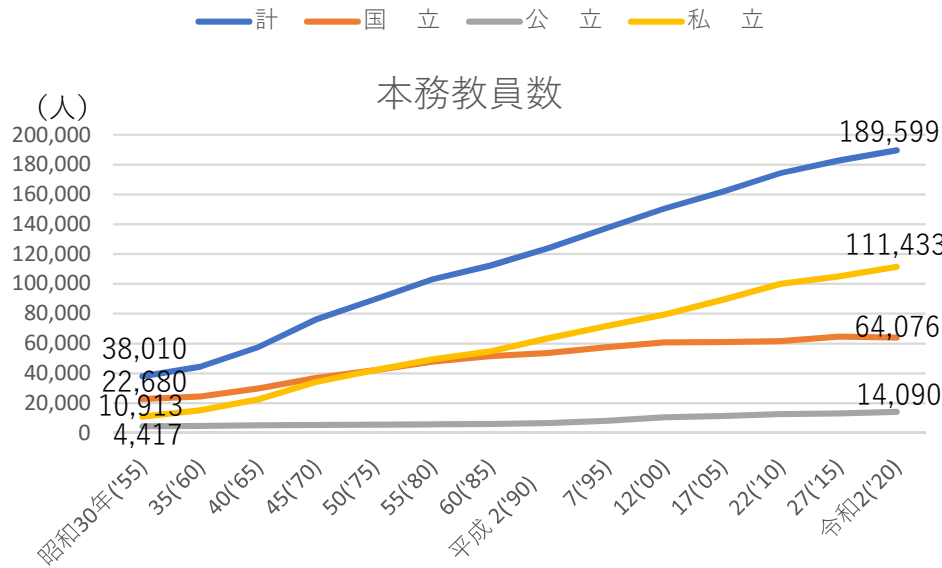
- ・報酬や担当時数が過少である者や企業経営者などの本務を有する者は専任教員と言えるのか。専任教員の役割・責任や勤務条件の明確化が必要ではないか。
- ・教員審査に当たって、実務家としての業績をどのように評価するか。
- ・教員研究室が狭隘、教員研究費が過少など、研究環境に問題がある場合の取扱いをどう考えるか。
- ・附属図書館などの保有図書数が過少な場合の取扱いをどう考えるか。
- ・通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野をどのように考えるか。また、多様な教育手法の導入に伴い、十分な教育効果をあげるための教育体制の整備が必要ではないか。
- ・学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化についてどう考えるか。

（「大学の設置認可について」（平成20年大学設置・学校法人審議会意見））

(專任教員關係)

教員に関するデータ①

大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。



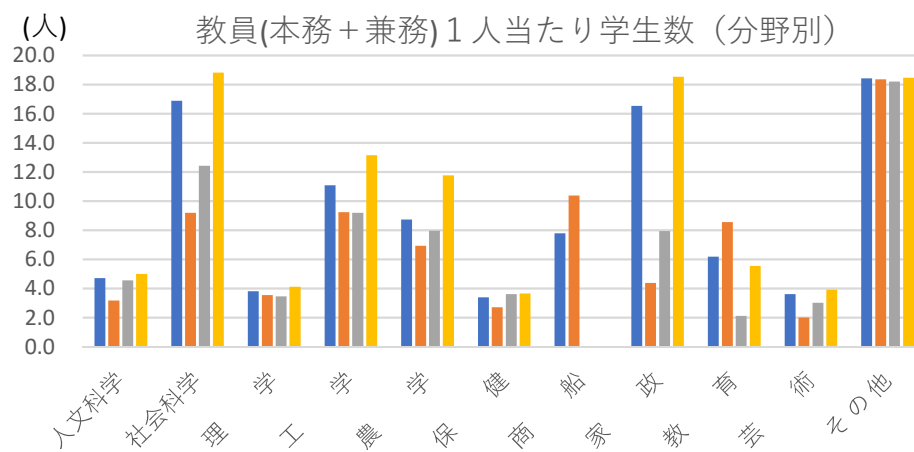
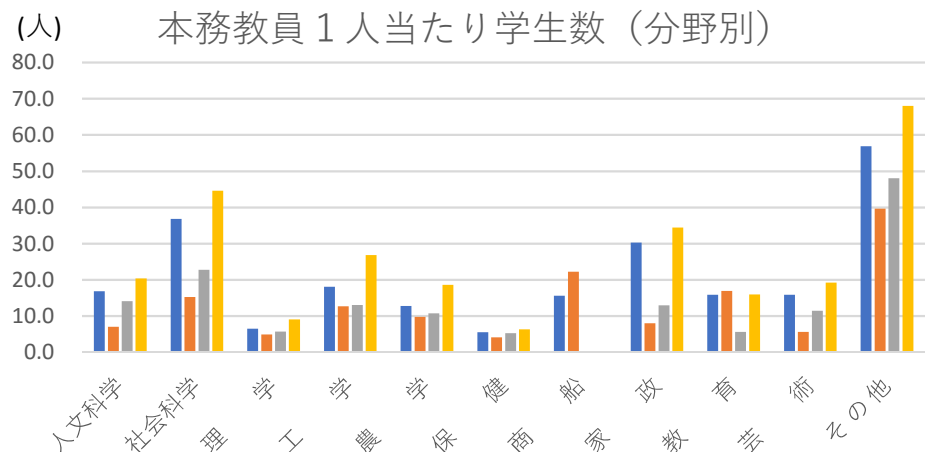
出典：学校基本調査（5月1日時点）

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

教員に関するデータ②

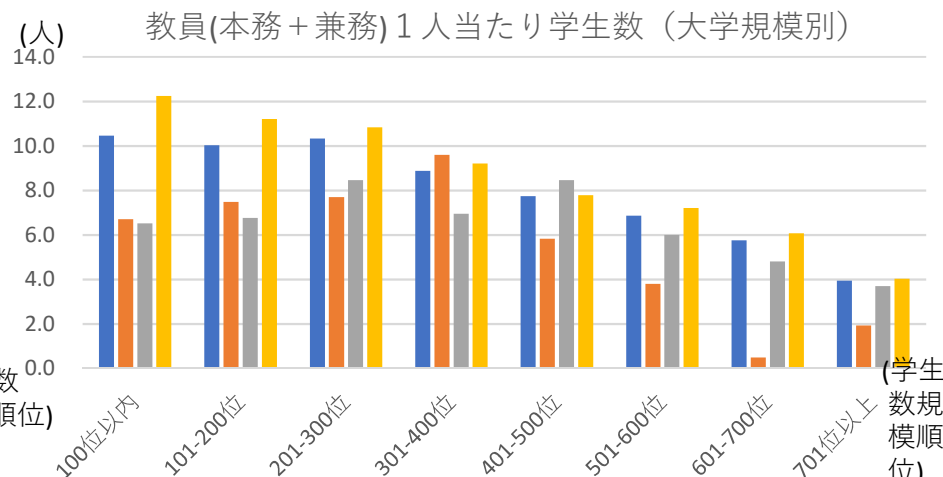
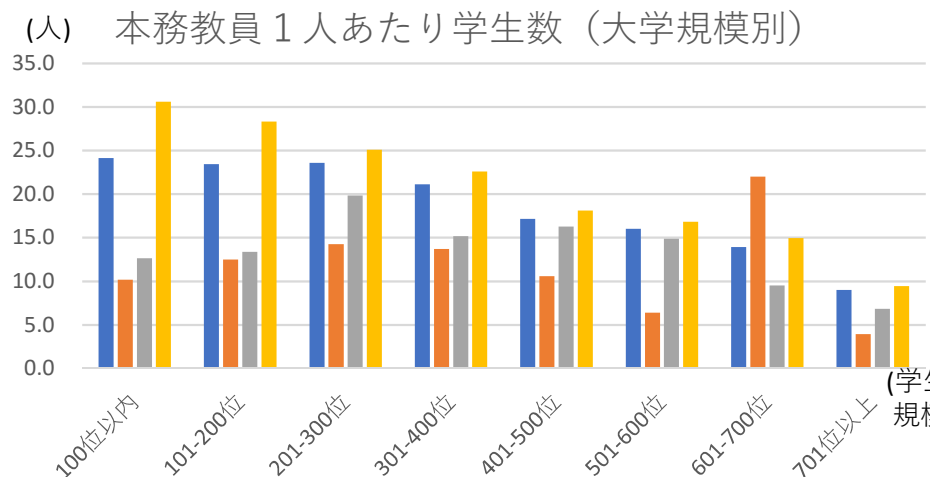
- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

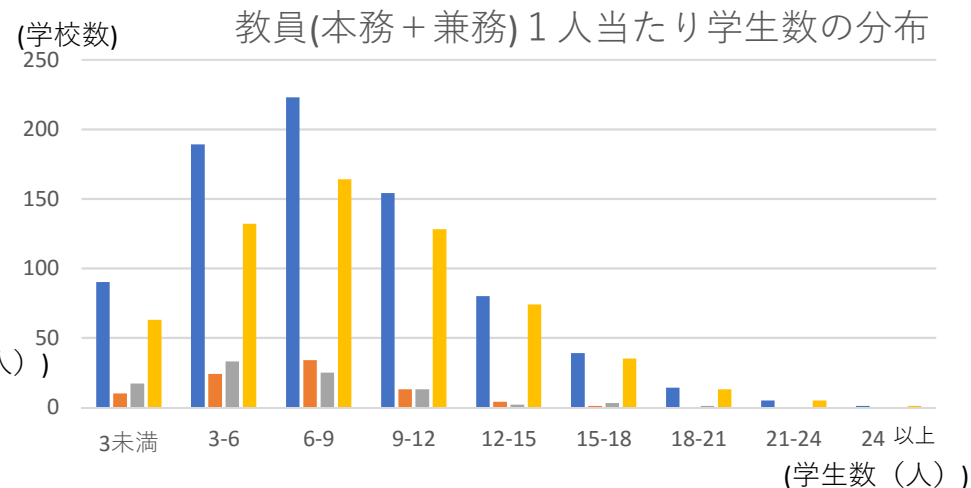
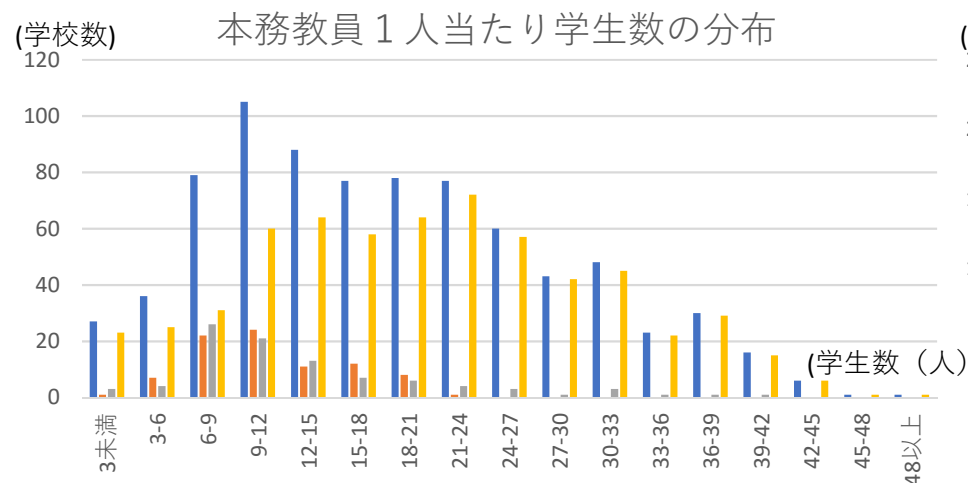
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

教員に関するデータ②

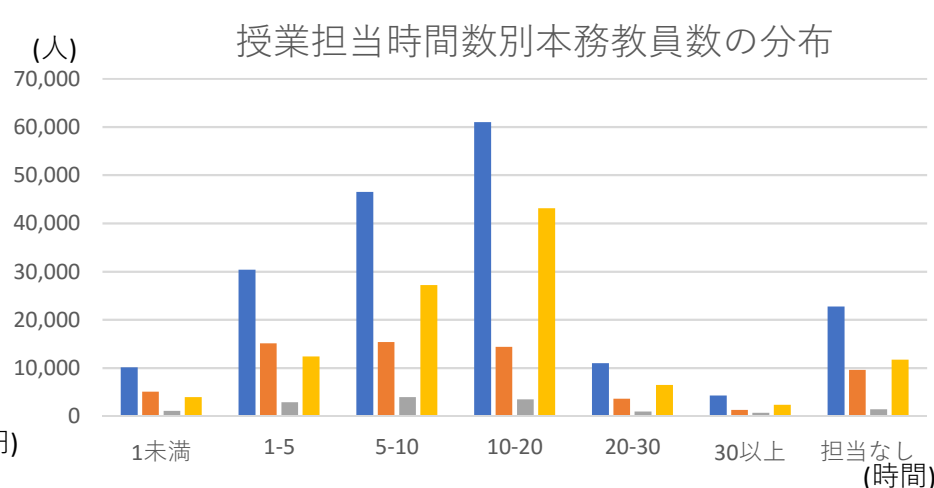
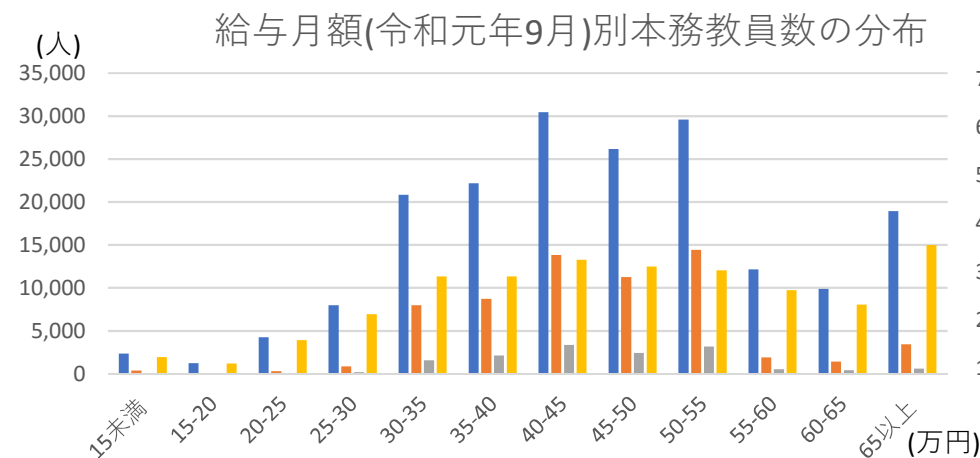
- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

計 国立 公立 私立



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）①

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）
【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）
【昭和28年6月9日改訂】

三、大学はその目的、使命を達成するために必要な講座及はこれに代る適当な制度を設けなければならない。

- 1、講座における教員組織は次の基準に依る。原則とする。講座を担当すべき適当な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授、講師がそれを担任又は分担することができ、助教授、講師が講座を担当又は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。
- 2、兼任教授、助教授、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えることはできない。
- 3、各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授、助手を欠くことができる。
- 4、講座を担当しない教授及び講座に属していない助教授、助手を置くことができる。
- 5、講座外又は特別の授業は助教授、講師で差支えない。



第三章 学科目制、講座制及び教員組織

（学科目制及び講座制）

第五条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

（学科目制）

第六条 教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、専任の教授又は助教授が担当するものとする。ただし、主要学科目を担当すべき適当な教授又は助教授が得られない場合に限り、専任の講師又は兼任の教授、助教授若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

昭和29年6月改訂大学基準協会「大学基準」及びその解説」（抄）

三 研究・教授の組織形態

ここでは、大学の目的・使命を達成するため、必要な研究・教授の組織形態を確立しこれに相当する教員組織を明らかにしたのである。元来講座は、学問体系上独立の学問と認められると共に、学部構成上主要な位置を占める学科目に対して設定されるものであつて、在来の官立総合大学の講座制度は相当厳格なもので、現下のわが国の実情にはやや即しない感がある。そこで、この基準の講座は、それよりも更に自由な、中のある、いわば、在来の講座制と科目性の中間位をねらいとしたものであつたが、講座という言葉の誤解が起るおそれがあるので、昭和二十二年十二月の総会の決議によつて、「大学はその目的、使命を達成するために、必要にして十分な講座を設けなければならない」という条件を「大学はその目的、使命を達成するために、必要な講座、またはこれに代る適当な制度を設けなければならない」というように改訂することになつたのである。したがつて、各大学は、その目的・使命に依つて最も適当と思われる研究・教授の組織形態を自由に決し、各々その独自の学風と特色を遺憾なく發揮することができるとなつてゐる。

そして研究・教授の組織形態を裏付ける教員組織は、講座における場合を明示してあるから、たとえ科目制度なり、または、その他の適当な制度なりを採用しても、講座の場合に準拠して考慮すれば、一行差支えないわけである。したがつて、そういう場合には、講座をそれに該当する主要学科目という意味に解釈すればよいことになる。

ただこの「講座を担当しない教授及び講座に属しない助教授、助手を置くことができる」という条項は、本来文字通りに解釈して差支えないが、更に詳しくいえば二通りに分けることができる。すなわち、講座を担当、またはそれに所属しないが、他の授業に関連するものと、授業には一切関係なく専ら研究にのみ専念する所謂研究所の教授、助教授等の意味のものとの二通りになるわけである。しかも、大学の教育内容の充実の点から見れば、かような教授が相当多数置かれることが望ましいのである。殊に大学院を設置する大学においては、学部や研究所の教授団を充実し、その黄濫する力をもつて大学院の指導に当る建前になつてゐるから、なおさら、そうすることが必要となるであらう。

昭和31年文部省大学学術局大学課「大学設置基準の解説」（抄）

第三 学科目制、講座制及び教員組織について

一 学科目制における主要学科目は、原則として専任の教授又は助教授が担当することになつてゐるが、このような教員が得られない場合は、専任の講師又は兼任の教員でもよい、としてゐる。しかし、そのうち兼任教員の数は、全教員数の二分の一を超えないことではない。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）②

2 主要学科目以外の学科目についてもなるべく専任の教授、助教若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によっては兼任の教授、助教若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

3 実験、実習、演習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

第七条 講座には、教授、助教及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、専任の教授が担当するものとする。ただし、講座を担当すべき適当な教授が得られない場合に限り、専任の助教若しくは講師又は兼任の教授、助教若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

（講座外授業）

第八条 講座制を設ける大学において、講座外の授業を設けるときは、なるべく専任の助教若しくは講師がこれを担当するものとし、大学の事情によつては兼任の教授、助教若しくは講師がこれを担当し、又は分担することができる。

（授業を担当しない教員）

第九条 前三条に規定するもののほか、大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教授、助教又は助手を置くことができる。

（専任教員）

第十条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

（専任教員数）

第十一条 大学の学部における専任教員の数
は、別表第一から第三までのとおりとする。

（兼任教員数）

第十二条 第六条、第七条又は第八条の規定による兼任の教員の合計数は、全教員数の二分の一をこえないものとする。

なお、学科目制における主要学科目は、当該大学が定めるべきものではあるが、専攻分野によつて主要学科目とすべき基本的な学科目はおのづから定まつているともいえるので、例えばたまたま主要学科目とすべき学科目を担当する教員を得られないために、その学科目を主要学科目から外したり、逆に主要学科目とすべきでないのに、たまたま教員がいるためにその学科目を主要学科目に入れたりするようなものではない。あくまでその専攻分野に依つて定められるものである。

二 講座制においては、学部学科により相違はあるが、講座が専任の教授、助教及び助手をもつて組織することを原則としているので、教授は講座の責任者であり、担当者であるということになる。しかし、専任の教授が一時欠けているような場合にはその講座の助教若しくは講師の教授等が担当することになるが、その大学以外から兼務する場合の教員数の制限については学科目の場合と同様である。なお、講座における助教又は専任の講師は、教授の下に教授の職務を助けるものであるが、授業を担当せず、研究に専念することが多い。

三 主要学科目以外の学科目又は特別の授業科目の担当については第六条第二項及び第八条で定めているが、大学の事情によつては勿論専任の教授に担当させても差しつかえない趣旨である。ただし、主要学科目又は講座における教員定員をさいてこれにあつては意味でないということはいふまでもない。

四 大学は、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教授、助教又は助手を置くことができるものとしている。これは大学付属の研究職員とか附属学校の長の職に教授、助教等を充てる場合などを指している。

五 専任教員はその定義が非常にまちまちになつてはいるが、少なくとも大学だけに職を持つ者が二以上の大学において教えている場合には、一大学が専任教員であれば、当然ほかの大学は兼任教員である。また、大学としては一大学だけ教えているが、会社に勤務しているとか、医師、歯科医師、薬剤師又は弁護士等を開業しているとかの場合には専任教員とみなしがたい場合が多い。従つて専任教員の判定は一律には定め難いが、その給与が生活を支える程度のものかどうか又一週間の勤務時間がどの程度か、学内に研究室を持つているか等により考えるべきである。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）③

別表第一（医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数）

授業科目の種類	専任教員数		
	入学定員一〇〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合	入学定員三〇〇人の場合
一般教育科目	二	三	三
人文科学系	二	三	三
社会科学系	一	二	二
自然科学系	二	三	四
外国語科目	二	三	四
保健体育科目	〇	一	一
合計	七	一二	一五

- 備考
- 一 この表に定める入学定員及び教員数は、二以上の学部を置く大学の場合は、各学部の入学定員及び教員数の合計数とする。
 - 二 この表に定める教員数は、教授、助教授または講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。
 - 三 入学定員が百人未満の場合には、社会科学系以外の教員一人を減じて六人とすることができる。
 - 四 入学定員がこの表に定める数をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二及び別表第三において同じ。）。
 - 五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の入学定員が当該昼間学部の入学定員をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第三において同じ。）。

別表第二（進学の課程の専任教員数）

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員六〇人の場合	入学定員一二〇人の場合
一般教育科目	一	一
人文科学系	一	一
社会科学系	三	四
自然科学系	一	二
外国語科目	〇	〇
保健体育科目	〇	〇
合計	六	八

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）④

別表第三（専門教育科目専任教員数）

学部名	一 専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の専任教員数	
	入学定員	専任教員数	入学定員	専任教員数
文学部	八〇—一五〇	一〇	五〇—一〇〇	六
教育に関する学部	八〇—一五〇	一〇	五〇—一〇〇	六
法学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
経済学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
商学部	一〇〇—二〇〇	一四	一〇〇—一五〇	一〇
理学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
工学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
農学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—八〇	八
薬学に関する学部	五〇—一〇〇	一四	四〇—六〇	八
家政に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
美術に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
音楽に関する学部	五〇—一〇〇	一〇	四〇—六〇	六
体育に関する学部	五〇—一〇〇	一三	四〇—八〇	八

備考

一 入学定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員にかえることができる。

二 二以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、文学部、理学部、工学部、農学部又は家政に関する学部にあつては、一の学科以外の学科においてこの表に定める教員数からそれぞれ一人を減じた数（ただし、教授は、文学部及び家政に関する学部にあつてはそれぞれ三人以上、理学部、工学部及び農学部にあつてはそれぞれ四人以上とする。）とすることができる。

三 一以上の学科で組織する学部の場合、共通する授業科目があるときは、法学部、経済学部又は商学部にあつては、この表に定める教員数を学科間で融通することができる。ただし、学部の教員数は、この表に定める教員数の合計数を減じないものとする。

四 この表に掲げる学部以外の学部における教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する専門科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとする。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑤

【昭和45年8月31日公布】

別表第一 （医学、歯学以外の学部的一般教育科目、 外国語科目及び保健体育科目専任教員数）		授業科目の種類		
専任教員数	入学定員一〇〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合	入学定員三〇〇人の場合	合計
一般教育科目	五	八	九	二二
外国語科目	二	三	五	一〇
保健体育科目	〇	一	一	二
合計	七	一二	一五	三四

別表第二 （進学の課程の専任教員数）		授業科目の種類		
専任教員数	入学定員六〇人の場合	入学定員一二〇人の場合	合計	備考
一般教育科目	五	六	一一	この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、入学定員一〇〇人の場合にはそれぞれ一人以上、入学定員二〇〇人の場合及び三〇〇人の場合にはそれぞれ二人以上とする。
外国語科目	一	二	三	
保健体育科目	〇	〇	〇	
合計	六	八	一四	

備考
この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ一人以上とする。

昭和45年8月31日 文部省令第432号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）

改正の趣旨

今回の改正は、各大学がそれぞれの教育方針に基づき教育課程、とくに一般教育関係の教育課程をより弾力的に編成、展開することができるよう一般教育科目の開設方法、各授業科目の単位数、卒業の要件等について所要の措置を講ずるとともに、あわせて外国人留学生に対する教育を実情に即して改善するため、外国人留学生に係る卒業の要件について必要な措置を講じたものであること。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑥

【昭和48年11月28日公布】

第八条（講座外授業）
 （学部以外の基本組織に関する特例）
 第八条の二 学部以外の基本組織を置く大学は、当該学部以外の基本組織に関し、学科目制及び講座制を設けないことができる。
 この場合において、当該学部以外の基本組織の教育研究上主要と認められる分野については、それぞれの分野を担当する専任の教授又は助教授を置くものとする。



【昭和50年12月25日公布】

（専任教員数）
 第十一条 大学の学部における専任教員の数は、別表第一及び別表第三までのとおりとする。
 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学の学部における専任教員の数は、別表第二及び別表第三の二のとおりとする。
 別表第二 医学又は歯学の学部の一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数（第十一条関係）

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員六〇人の場合	入学定員二〇〇人の場合
一般教育科目	五	六
外国語科目	一	二
保健体育科目	〇	〇
合計	六	八

備考
 一 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ一人以上とする。
 二 入学定員が八十人の場合には、一般教育科目の教員数を六人とし、外国語科目の教員数を一人とすることができる。
 三 入学定員が八十人未満の場合には、一般教育科目の教員数を五人とし、外国語科目の教員数を一人とすることができる。

昭和48年11月28日文大第476号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）

一 趣旨
 今回の改正は、去る九月二十九日公布された国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百三十三号）により学校教育法の一部が改正され、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）を置くことができるものとされたことに伴い、学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いを定めるとともに、これを機会に、授業科目の区分の取扱い及び授業期間について弾力化を図るなど、各大学がその特色を生かして多様な教育研究を展開しうるよう所要の措置を講じたものである。

昭和50年12月25日文大第339号「大学設置基準等の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（抄）

今回の改正は、医学部又は歯学部を置く大学が、医・歯学の高度の発展並びに医・歯学の教育、研究の拡充に対する社会の要請に柔軟に対応しながら、医・歯学教育の水準の維持向上を図り、かつ、創意と工夫を生かした設置運営を図り得るよう医学部又は歯学部の設置基準に関する従来の取扱いを改善し、省令として規定するものであります。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑦

【昭和59年8月13日公布】

別表第三の二 医学又は歯学の学部の専門教
育科目専任教員数（第十一条関係）

学部名／ 入学定員	入学定員八〇人 の場合	入学定員一二〇 人の場合	入学定員一六〇 人の場合
医学部	一四〇	一四〇	二二
歯学部	八五	九九	一一三

備考

- 一 この表に定める医学部の専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- 二 この表に定める歯学部の専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 三 入学定員がこの表に定める数に満たない場合には、専任教員数の一部を減ずることができる。
- 四 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。



附 則 156 (略)

7 昭和六十一年度から昭和六十七年度までの間に期間（昭和六十一年度から昭和七十四年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるとする。この場合においては、第十二条の規定は、適用しない。



昭和59年8月13日文高大第240号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通達）」（抄）

この省令は、昭和六十一年度からの一八歳人口急増急減に対処するため、大学設置審議会大学設置計画分科会の報告（「昭和六一年度以降の高等教育の計画的整備について」）において「期間を限つた定員増」に係る大学設置基準の取扱いについて答申が行われたことに基づき、大学設置基準について所要の改正を行つたもので、その概要は左記のとおりであります。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑧

【平成3年6月3日公布】

第三章 教員組織

（学科目制及び講座制）

第七条（略）

（学科目制）

第八条 教育上主要と認められる学科目（以下「主要学科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教又は講師が担当するものとする。

〔削除〕（※旧第2項（主要学科目以外の学科目に関する規定））

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

（講座制）

第九条（略）

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

〔削除〕（※旧第八条（講座外授業））

（学部以外の基本組織に関する特例）

第十条（略）

（授業を担当しない教員）

第十一条 前三条に規定するもののほか、大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員）

第十二条（略）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする。

〔削除〕（※旧第2項（医学・歯学の学部に関する規定））

〔削除〕（※旧第十二条（兼任教員数））

平成3年6月24日文高大第184号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、

（略）

三 教員組織について

（一） 学科目制・講座制について

学科目制・講座制については、その弾力的な運用を阻害しないよう、講座及び学科目を担当する教員についての規定の整理を行うとともに、講座外授業の規定を廃止したこと。

（二） 専任教員数について

① 専任教員数の基準について、従来の授業科目の区分に応じ教員数を定める方式を改め、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とすることとしたこと。

② 専任教員数の基準を定める別表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

（三） 兼任教員数について

兼任の教員の合計数は全教員数の二分の一を超えないものとする旨の制限は廃止し、大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとしたこと。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑨

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数
 (第十二条関係)
 イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する場合の専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三三〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
商学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
薬学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一三	一六〇—三二〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（以下別表第二において同じ。）。
- 二 収容定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
- 三 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下口及び別表第二において同じ。）。
- 四 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二において同じ。）。
- 五 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（以下別表第二において同じ。）。
- 六 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については別に定める。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑩

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類 収容定員	収容定員四八〇 人の場合	収容定員七二〇 人の場合	収容定員九六〇 人の場合
医学関係	一四〇	一四〇	二二
歯学関係	八五	九九	一一三

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
 - 二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教授又は講師の合計数は、三十人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
 - 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができる。
 - 四 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
 - 五 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については別に定める。
- 別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人	一、二〇〇人
専任教員数	七	一一	一五

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
 - 二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができるものとする。
 - 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部は医学又は歯学に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
 - 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で、当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、別に定める数をこの表に定める数に加えるものとする。
- 〔削除〕（※旧別表第三（専門教育科目専任教員数））
- 〔削除〕（※旧別表第三の二（医学又は歯学の学部の専門教育科目専任教員数））



大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑪

【平成9年6月5日公布】

附則
158 (略)
9 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

【平成13年3月30日公布】

（教員組織）
第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。
2・3 (略)
第十条 削除（※学部以外の基本組織に関する特例）

【平成15年4月1日公布】

（教員組織）
第七条 (略)
2・3 (略)
4 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
（専任教員）
第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

平成9年6月5日日文高企第304号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、本年1月の大学審議会の答申「平成13年度以降の高等教育の将来構想について」に沿って、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、平成2年度を終期とする期間を付して増加した入学定員（以下「臨時的定員」という。）の平成13年度までを限度とする延長及びその廃止に伴う恒常的な入学定員（以下「恒常的定員」という。）の増加についての取扱いを決定したことに伴い、大学設置基準及び短期大学設置基準について所要の改正を行うとともに、臨時的定員を延長する場合及び臨時的定員の廃止に伴い恒常的定員を増加する場合の手続き等を定めたものです。

平成13年3月30日一二文科高第346号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（抄）

今回の改正は、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくため、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であるとの考えを基本とするものであります。このような考えに基づき、第一に、柔軟かつ機動的な教育研究の展開の観点から、講座等の組織編制の弾力化を図る、・・・等の制度改正を行うものであります。

平成15年3月31日一五文科高第162号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抄）

第三 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十五号）

五 大学設置基準の一部改正

(一) 教員の構成
大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮することとしたこと。

(二) 専任教員

大学の専任教員は、当該大学以外における教育研究当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならないものとしたこと。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑫

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数（第十三条関係）
 一 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する場合の専任教員数		二 以上の学科で組織する場合の学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三三〇—六〇〇	一〇	三〇〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	三三〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三三〇	八
工学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三三〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三三〇	八
獣医学関係	三〇〇—六〇〇	二八	二四〇—四八〇	一六
薬学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—二四〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	二〇〇—四〇〇	一三	一六〇—三三〇	八
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三三〇	八

備考

- 一 この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。
- 二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。
- 四 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（別表第二において同じ。）。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑬

- 五 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減することができる（別表第二において同じ。）
- 六 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 七 二以上の学科で組織される学部は、獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
- 八 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類 ／収容定員	収容定員二 六〇人まで	収容定員四 八〇人まで	収容定員六 一〇〇人まで	収容定員七 一〇〇人まで	収容定員八 一〇〇人まで	収容定員九 一〇〇人まで
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
任教員数	任教員数	任教員数	任教員数	任教員数	任教員数	任教員数

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- 二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、助教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
- 三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
- 四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑭

【平成18年3月31日改正】

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	二二

備考

- 一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 二 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合には、収容定員が八〇〇人につき教員一人の割合により、収容定員が四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部は医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。



（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

〔削除〕（※旧第2項（学科目制関係））

〔削除〕（※旧第3項（講座制関係））

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第八条 削除（※学科目制）

第九条 削除（※講座制）

平成18年5月17日一八文科高第133号「大学の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」

第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）

（一）改正の趣旨
 今回の改正のうち、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として助教に代えて「准教授」を設けその職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである。

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

（略）

備考

一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ）。

二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（以下ロの表及び別表第二において同じ）。

三十一（略）

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

（略）

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三・四（略）

第二 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第二号）

一 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

（一） 教員組織

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとしたこと。

また、大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとしたこと。

教員組織に関する規定のうち、講座制及び学科目制に関するものについては削除することとしたこと。

なお、この改正は、教員の役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採用することを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採用することも可能であること。

平成27年1月28日中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

第二章（イ）

（イ） 設置認可の的確な運用

○ 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識（第二章（一）（ア）参照）との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。

○ 現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、設置審査の具体的な判断指針としては必ずしも有効に機能しにくい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動とも連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必要がある。

大学設置基準の主な変遷（教員組織関係）⑬

【平成19年7月31日改正】

（教員組織）
 第七条（略）
 2・3（略）
 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

【令和元年8月13日改正】

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）
 第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

平成19年7月31日「元文科高第281号」大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）「（抄）」

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）
 (2) 留意事項
 2 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第7条第4項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第7条第1項から第3項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くことを求めたものであること。

令和元年8月13日「元文科高第328号」学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）「（抄）」

今回の改正は、「2040年に向けた高等教育のブランドデザイン（答申）」（平成30年2月25日中央教育審議会）において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させるために実務家の大学教育への参画を促進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことを踏まえ、リカレント教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実施等に向け、所要の規定を整備するものです。

大学設置基準の主な変遷（事務組織関係）①

【平成3年6月3日改正】

【昭和57年3月23日改正】

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）

【昭和28年6月9日改訂】

第九章 事務組織等
（事務組織）
第四十一条（略）
（厚生補導の組織）
第四十二条（略）

第十二章 事務組織等
（事務組織）
第四十二条（略）
（厚生補導の組織）
第四十三条（略）

第十二章 雑則
（事務組織）
第四十二条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。
（厚生補導の組織）
第四十三条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

八、大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない。

昭和30年6月改訂大学基準協会「大学基準」及びその解説」（抄）

八、学生生活向上のための専任機関

学生はその生活が精神的にも、肉体的にも、はたまた物質的にも安定をえなければ、安んじて学業に励むことはできない。新制大学の教育は、教室内の授業だけで済むものではなく、学内・学外における個人生活と団体生活を通じて、教育を徹底してゆかなければならない。かかる教育を実施することによって、将来自由社会の推進力たりうる人物を養成することが可能となり、かくして、大学は社会に対する責務の一半を果すこととなる。したがって、大学は学生の個人的資質を知つて、その個性を進展させると共に、集団生活を通して適切な指導を行い、課外活動の充実を計らなければならない。それと同時に、学生の厚生も、また、考慮されなければならない。すなわち、健康管理、学生食堂及び寄宿舎の管理、宿舎の斡旋、奨学金制度の運用、アルバイト斡旋、卒業後の職業選択に関する補導等の多方面にわたるであろう。

これら一切の補導については、すでに、各大学においてその計画を樹立して実施していると思われるが、今回の改訂で、これを明瞭に掲げることとし、「大学は学生生活の向上を図るために、適当な専任機関を設けなければならない」という条項を新たに入れることにしたのである。

ここに「専任機関」というのは、「専任に当る機関」という意味であつて、各大学の性格からその名称は補導部、厚生部、学生課などの如く種々異なるであろうが、要するに、専任の機関を設けてその任に当らせることが必要であるというのである。

昭和33年文部省大学学術局大学課「大学設置基準の解説」（抄）

第十一 雑則について

一 大学は、事務組織と学生の厚生補導のための機関を設けなければならないが、具体的な機構は大学の組織及び規模に依りて大学がそれぞれ編成することとした。しかし、事務組織としては、規模の大きさに依りて事務局なり事務部なりを置き、又厚生補導の機関としては、学生数に応じて事務組織の場合と同じく学生部なり学生課なりを置き、それぞれ専任の職員に事務を管理させることが必要であろう。

大学設置基準の主な変遷（事務組織関係）②

【平成22年2月25日公布】

第四十二条（略）
 （厚生補導の組織）
 （社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
 第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

【平成29年3月31日公布】

（入学者選抜）
 第二条の二（略）
 （教員と事務職員等の連携及び協働）
 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。
 （事務組織）
 第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。



平成22年3月22日二八文科高第628号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（抄）

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。
 このようなことを踏まえ、所要の制度化を図ることが、今回の改正の趣旨です。

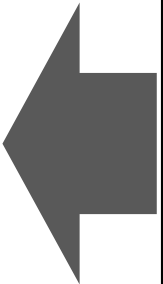
平成29年3月22日二八文科高第1248号「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（抄）

今回の改正は、大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要があること、また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学が、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要があることから、大学の事務組織に係る規定の改正及び教職協働に係る規定の新設等を行うとともに、国際連携教育課程について、相手国大学の制度に柔軟に対応できるよう、入学前の既修得単位の認定に係る特例を定めるものです。

大学設置基準の主な変遷（研修関係）

【平成11年9月14日公布】

第六章 教育課程
（授業の方法）
第二十五条（略）
2（略）
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第二十五条の二 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。



【平成19年7月31日公布】

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【平成28年3月31日公布】

第九章 事務組織等
（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
第四十二条の二（略）
（研修の機会等）
第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

平成二年九月「日文科高第226号」学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）「（抄）」

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、大学が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。各大学におかれては、かねてから大学改革を進めていただいているところですが、法改正をはじめとする今回の制度改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

平成19年7月31日「日文科高第281号」大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）「（抄）」
第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

7 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第25条の3の規定によるいわゆるファカルティ・デベロップメント（FD）については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

平成28年3月31日「日文科高第1186号」大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）「（抄）」

今回の改正は、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・デベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。

(専任教員や組織的な教育実施
体制に係る過去の答申関係)

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ①

「(イ) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。」

「【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する (教育課程の体系化・構造化)。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード (履修年次等に応じて付記) による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。」

(「学士課程教育の構築に向けて」 (平成20年中央教育審議会答申))

「以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。」

「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。」

(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」 (平成24年中央教育審議会答申))

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ②

「大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

このため、各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、下記3. ①に示すとおり、アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。」

(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
(平成26年中央教育審議会答申))

「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。」

(「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年中央教育審議会答申))

「○同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。」

(参考) 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等 (抜粋) ③

- 「○ 学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題であると考えられている。
- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成30年度時点では約半数にすぎない。
- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の濃い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考えられる。」
- 「○ コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。」
- 「○ 学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である
- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。」